

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

## 事業名 **新** 消費者団体等連携事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2985)

E-mail：[c11261@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11261@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 500 千円 (前年度予算額： 0 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	500	250	0	0	0	0	0	0	250
決定額	500	250	0	0	0	0	0	0	250

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県では令和2年3月策定の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、消費者団体等の多様な主体の連携による消費者教育・啓発活動を推進することとしている。
- ・国の「地方消費者行政強化作戦」においても、政策目標として消費者団体の活動の充実が示されている。
- ・そこで、県内の消費者団体と連携し、2022年の改正民法施行による成年年齢引き下げを見据えた若年者への消費者教育の強化に関する事業を実施する。

### (2) 事業内容

#### ① 若年者向け消費者教育講演会の開催

- ・主に大学生を対象に、若年者が注意すべき消費者被害等について、年2回講演会を行う。講演会は、オンライン配信も実施する。

#### ② 高校生向けウェブミニ授業の作成

- ・高校の家庭科授業の冒頭5分で流せる動画教材を作成する。
- ・最新の消費者被害等をまとめた教材を作成し、動画サイトにアップロード

して、各学校にて授業で使用できるようにする。

### (3) 県負担・補助率の考え方

- ・岐阜県消費者施策推進指針に掲げられている施策であり、県内の消費者団体と連携し、県下全域の若年者に対する消費者教育を強化する取組みであるため、県での実施が必要である。

### (4) 類似事業の有無

なし

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	500	若者向け講演会等委託
合計	500	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】
  - 2 健やかで安らかな地域づくり
  - (2) 安らかに暮らせる地域
  - 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】
  - 2 消費者の多様性やライフステージに応じた消費者教育の推進
  - 4 多種多様な団体とのネットワークの構築

### (2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

### (3) 後年度の財政負担

- ・事業の継続性について、必要な検討を実施する。

### (4) 事業主体及びその妥当性

- ・県内の消費者団体と連携し、若年者の消費者被害の未然防止を図り、安心して消費生活を営むことができる社会の実現に向け、県が主体となって事業を実施することが重要である。

# 事業評価調書

<input checked="" type="checkbox"/>	新規要求事業
<input type="checkbox"/>	継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 県内の消費者団体と連携し、2022年の改正民法施行による成年年齢引き下げを見据えた若年者への消費者教育の強化に関する事業を実施する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費者行政事業協働件数	4件 (R1)				5件 (R6)	

### ○指標を設定することができない場合の理由

### (前年度の取組)

### (前年度の成果)

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い     △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	<p>国の消費者基本計画において、行政と消費者団体との連携を推進するとともに、消費者団体の自主的な取組を支援・促進することとされている。また、消費者団体には、消費生活分野の専門家（大学教授や弁護士、消費生活相談員等）が所属しており、連携して啓発事業等を行うことで、効果が期待できる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) —	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている     △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) —	

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>県内の消費者団体等と連携し、2022年の改正民法施行による成年年齢の引き下げに対応するため、引き続き若年者の消費者教育に取り組む必要がある。</p>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>県内の消費者団体等と連携し、成人間もない若者が、高度化、複雑化する消費者トラブルに巻き込まれないよう、新たな商法や若者に特徴的な商法にかかる注意喚起等啓発を行う。</p>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	